

商品概要説明書

特別金利キャンペーン

令和8年4月1日 現在

1. 商品名 (愛称)	自動継続型スーパー定期貯金(単利型) 特別金利キャンペーン定期貯金	自動継続型大口定期貯金 特別金利キャンペーン大口定期
2. 販売対象	個人	
3. 期間	定型方式……1年	
4. 取扱期間	令和8年4月1日から令和8年8月31日まで	
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 50万円以上1,000万円未満 1円単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
(4) 預入対象 資金	他金融機関等から当組合へ預け替えする現金および振込資金	
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○当組合の組合員・組合員と同居の家族の方は、適用金利1.30%(年利率)を満期日まで適用します。 ○上記以外の方は、適用金利1.20%(年利率)を満期日まで適用します。 ○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ○取扱期間中、金利情勢により適用金利の見直しをさせていただく場合がございます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。	
8. 手数料	—————	
9. 付加できる 特約事項	○自動継続のため元金継続または元利金継続を選択いただきます。 ○総合口座通帳へ担保定期貯金として組み入れができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%(年利率)を上乗せした利率です。) ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。	
	○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。	—————

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>(2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p>	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日まで に解約する場合</p> <p>次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率とします。</p> <p>A. 解約日における普通貯金の利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合</p> <p>次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>
<p>11. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>	

<p>12. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融共済推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>またJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>13. その他参考と なる事項</p>	<p>○ATMおよびネットバンクによるお預入は対象となりません。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとびあ浜松